

平成 30 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

大阪大学大学院高等司法研究科
法務専攻

平成 31 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	9
第 1 章 教育の理念及び目標	9
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	15
第 4 章 成績評価及び修了認定	17
第 5 章 教育内容等の改善措置	22
第 6 章 入学者選抜等	23
第 7 章 学生の支援体制	26
第 8 章 教員組織	28
第 9 章 管理運営等	31
第 10 章 施設、設備及び図書館等	32
第 11 章 自己点検及び評価等	34
<参 考>	37
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	39
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	40

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

30年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
31年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ
2月	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成31年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

◎磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働連合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
奥村丈二	中央大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	元札幌高等裁判所長官
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
○木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
鈴木巧	司法研修所教官
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第3部会)

飯田浩隆	株式会社日立製作所法務本部池袋法務本部部長代理
池田直樹	あすなろ法律事務所弁護士
川口恭弘	同志社大学教授
○下井康史	千葉大学教授
高橋裕	神戸大学教授
田高寛貴	慶應義塾大学教授
◎成瀬幸典	東北大学教授
濱田毅	同志社大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

青井未帆	学習院大学教授
浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
宇藤崇	神戸大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
奥村丈二	中央大学教授
○尾島茂樹	金沢大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
北川佳世子	早稲田大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
酒井啓亘	京都大学教授
菅原郁夫	早稲田大学教授
只木誠	中央大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
中野俊一郎	神戸大学教授
服部高宏	京都大学教授
深澤龍一郎	名古屋大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
水島郁子	大阪大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻は、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、社会人又は大学等において法律関係以外の学科を卒業又は卒業見込みの者を対象とする特別選抜を実施している。
- 学習相談のみならず、学生が研究科で過ごす中で生じる様々な問題の相談窓口となるコンタクト・ティーチャー制度を整備している。
この制度においては、学生の入試成績、履修状況、成績表、素点順位、GPA、面談記録、個別コメントを教員間で共有できるようにしており、学生とのきめ細かなコミュニケーションが行われている。
- 当該法科大学院独自の経済援助を目的とする奨学金制度が整備されている。
- 教員の教育研究能力の向上を目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 1 授業科目において授業終了後、試験までの時間が十分に確保されていないため、授業終了後、期末試験までの学生の復習時間が確保されるよう試験日程について改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目について、平常点の割合に関して、当該法科大学院の成績評価の申告せとは異なる設定がされていることから、改善を図る必要がある。
- 1 授業科目について、成績評価における考慮要素の割合の記載がシラバス上不明確であり、かつ、あらかじめ学生に周知されていないため、成績評価における考慮要素の割合を明確にした上で、あらかじめ学生に周知するよう改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、シラバスに記載された成績評価方法の変更が、当該法科大学院の成績評価の申告せにしたがって行われてはいるものの、授業開講時までに学生に周知されていないことから、授業開講時までに周知するよう改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、成績評価における考慮要素のうち平常点に関して、出席それ自体を点数化して評価（加点）していることから、平常点の評価の在り方について検討・改善の必要がある。
- 筆記試験の実施について、すべての資料の持ち込みを許可している1授業科目において、一部容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、検討・改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目の期末試験において、授業で取り上げた事例問題の一部がほぼそのまま出題されており、かつ、そのうち1授業科目についてはシラバス上、授業で用いた事例をもとに出題することが明示されていることから、容易に得点可能と想定されるため、受験者の学修の成果を適切に反映できるよう改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、成績評価に反映されている答案や提出課題が保管されていないため、すべての

授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念は、「新時代を担う、真の Legal Professionals の育成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 : 重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育理念に適った教育を実施するため、学年ごとに段階的かつ完結的な履修を可能にする授業科目の配置を行い、積み上げ型の学習を徹底するカリキュラムを設定し、学年進行に合わせて基礎から応用発展へ、個別分野から分野横断的領域へ、そして理論的基礎から実務へと有機的に関連づけられた学習が可能となるように授業科目を配置し、3つの履修モデル（知的財産権プログラム、企業関係法プログラム、起業支援法プログラム）の設定等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁等におけるものが挙げられる。

当該法科大学院の教育理念は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。大阪大学のディプロマ・ポリシーのもとに、以下の本研究科のディプロマ・ポリシーを定めました。

専門職大学院である本研究科の標準修業年限は3年で、所定の科目群から合計98単位以上を修得し、(1)から(4)までの知識、能力を身につけ、司法試験に合格しうる学生に「法務博士」学位を授与します。本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者（法学既修者）については、1年次配当の必修科目34単位を修得したものとみなします。また、法学既修者については、修了に要する在学期間につき1年を超えない範囲で、本研究科が認める期間在学したものとみなすこととなりますので、2年で本研究科課程を修了することができます。

- (1) 十分な法律知識を身につけ、的確な文章表現で自分の考えを示すことができる
- (2) 司法修習に即応できる実務の知識・技能を身につけている
- (3) 多角的視点から社会的事象を捉えることができる
- (4) 豊かな人間性と高い職業倫理を身につけている

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

大阪大学のカリキュラム・ポリシーのもとに、本研究科は、法曹養成教育プロセスの第一段階としての教育目標を実現するために、以下の4つの柱に即してカリキュラムを構築しています。

- (1) 少人数教育と段階的かつ完結的な履修を可能にするカリキュラムの設定
- (2) 「理論と実務の架橋」を目指し、内容面と主体面ともに実務家との密接な協力に基づく実務系科目の段階的配置
- (3) 幅広い視野・関心及び複眼的思考による深い洞察力と国際性を涵養するための充実した基礎法学・隣接科目の提供並びに法曹としての責任・倫理観を陶冶するための法曹倫理の必修化
- (4) 現代社会の多様な法的ニーズにこたえられる展開・先端法領域での授業科目の提供

これらを具体化するために、学年進行的に、①「理論」的性格の強い授業科目から、「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行していくように、また、②全体として「基礎」から「応用」さらには「演習」ないし「展開・先端」へと推移していくように授業科目を配置しています。特に、法律基本科目では「基礎」から「応用」そして「総合」という積上げ型学修を徹底しています。

さらに、法学未修者を念頭において、法学学修の手ほどきをする導入的科目を配置しています。各科目の単位認定については、次の段階に進めるレベルに達したかどうかを絶対的に評価して決定し、そのレベ

ルに達した者については相対的評価によって成績を決定します。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念を効果的に実現するために、「理論」的性格の強い授業科目から「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行していくように、全体として「基礎」から「応用」さらには「演習」ないし「展開・先端」へと推移していくように、授業科目を配置している。特に、法律基本科目では「基礎」から「応用」そして「総合」と着実に知識と能力を積み上げていける段階的履修型カリキュラムを設定し、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法学学修の手ほどきを行う導入的科目を配置し、社会人・他学部出身者を含む学生の自発的な勉強会グループには、弁護士アドバイザーが学習を支援し、また、コンタクト・ティーチャー制度により、個々の学生の状況を適切に把握し、学生の状況に応じた生活・学習指導を行うなどの措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の実務分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、授業科目「リサーチ&ライティング2」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、エクスターンシップ及び公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、おおむね法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わる

ことへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「法理論」、「比較法史」及び「財務報告戦略」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。

(4) 展開・先端科目は、①履修モデル知的財産権プログラムとの関連では、授業科目「知的財産法1」、「国際知的財産法」及び「経済法1」等、②履修モデル企業関係法プログラムとの関連では、授業科目「金融商品取引法」、「倒産法基礎」及び「民事回収法」等、③履修モデル起業支援法プログラムとの関連では、授業科目「税法1」、「労働法基礎」及び「環境法」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の教育理念に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位、授業科目「導入演習」2単位の合計58単位とされており、このうち4単位は、法学未修者の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目 ((1) に掲げる内容の授業科目を除く。) のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士等の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえて、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」(2 単位) が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「裁判実務基礎 (民事)」(2 単位) が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「裁判実務基礎 (刑事)」(2 単位) が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判 (民事)」及び「模擬裁判 (刑事)」(各 2 単位) が選択必修科目として開設され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ 1」及び「エクスターンシップ 2」(各 2 単位) が選択必修科目として開設され、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授

業科目「公法訴訟」（2単位）が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち8単位を修得するものとされている。

法情報調査は、入学時（新入生オリエンテーション）に、新入生全員に、法令、判例及び学説等の検索並びに判例の意義及び読み方等について詳細に解説した、当該法科大学院作成の『法情報収集と利用についての手引き』を配布し、新入生オリエンテーションと同日に、新入生全員を対象に、授業科目「リサーチ&ライティング1」及び「リサーチ&ライティング2」の受講者への指導を兼ねた『「リサーチ&ライティング」第1回（情報リサーチ分野）」を開催して、コンピューターネットワークを用いた判例検索の方法についての指導を行うとされ、法文書作成は、必修科目である授業科目「導入演習」のほか、いずれかの単位修得が修了要件である選択必修科目の授業科目「模擬裁判（民事）」及び「模擬裁判（刑事）」等の中で適宜指導することとされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、一部の授業科目を除き、法律実務基礎科目の必修科目、選択必修科目の多くにおいて実務家教員と研究者教員が共同で授業を実施、あるいは研究者教員がコーディネーターとなって、実務家教員と研究者教員との緊密な連携を図るなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7 基準2-1-3（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 法律実務基礎科目に配置されている授業科目「リサーチ&ライティング2」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることがより一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、必要に応じて講義形式の比重を高めつつ、2年次以降配当の授業科目においては、いずれの授業科目も、事前に一定の課題を与えた上で、その課題について応答的・双方向的に授業を進めるなど、学生との質疑応答や対話を重視し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業におい

ても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ1」及び「エクスターンシップ2」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されるとともに、ウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

1授業科目において授業終了後、試験までの時間が十分に確保されていないものがあるものの、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、大阪大学授業支援システム（CLE）を通じた授業で用いる教材・資料等の掲示、24時間利用できる自習室の整備等が講じられている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、40単位が上限とされている。

なお、法学未修者1年次においては、法律基本科目に当たる授業科目の単位を4単位まで上限に加えることができるとされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 1授業科目において授業終了後、試験までの時間が十分に確保されていないため、授業終了後、期末試験までの学生の復習時間が確保されるよう試験日程について改善を図る必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価の基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、1授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生ハンドブックを通じて学生に周知されている。また、1授業科目について、平常点の割合に関して、当該法科大学院の成績評価の申合せとは異なる設定がされており、1授業科目について、成績評価における考慮要素の割合の記載がシラバス上不明確であり、かつ、あらかじめ学生に周知されていないほか、1授業科目において、シラバスに記載された成績評価方法の変更が、当該法科大学院の成績評価の申合せにしたがって行われてはいるものの、授業開講時までに学生に周知されておらず、1授業科目において、成績評価における考慮要素のうち平常点に関して、出席それ自体を点数化して評価（加点）しているものの、成績評価における考慮要素については、期末試験、平常点等としており、これらはおおむねシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、教授会における授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）の共有、成績に対する異議申立制度の整備等が講じられている。

成績評価の結果については、答案のコピーを学生に返却するとともに、講評書を作成して大阪大学授業支援システム（CLE）に掲載することで、期末試験の出題の意図、採点基準、解答への道筋ないしポイント、目立った誤りや留意点及び成績分布等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、筆記試験の実施について、すべての資料の持ち込みを許可している1授業科目において、一部容易に得点可能な試験内容となっているほか、一部の授業科目の期末試験において、授業で取り上げた事例問題の一部がほぼそのまま出題されており、かつ、そのうち1授業科目についてはシラバス上、授業で用いた事例をもとに出題することが明示されていることから、容易に得点可能と想定されるものの、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみを実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは学生ハンドブックに記載されており、学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学

院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は 4 単位を上限とする。)

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31 単位以上修得していること(なお、(2)においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。)

当該法科大学院における修了要件は、3 年以上在籍し、98 単位以上を修得することとされており、このうち 4 単位は基準 2-1-5 のただし書による単位数とされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計 16 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされているが、法学既修者については、これらの単位を修了要件単位数には算入しないこととされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、34 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 14 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から 32 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、受験生の氏名や属性（性別、国籍、年齢、出身校）等、採点に当たって公平性を損なう可能性のある情報は、採点者に知らされないほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、アドミッション委員会による複数回の問題点検を行うなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法について論文式試験が実施され、法科大学院全国统一適性試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、34単位を修得したものとみなしている。この34単位については、1年次の必修科目34単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 1 授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目について、平常点の割合に関して、当該法科大学院の成績評価の申合せとは異なる設定がされていることから、改善を図る必要がある。
- 1 授業科目について、成績評価における考慮要素の割合の記載がシラバス上不明確であり、かつ、あらかじめ学生に周知されていないため、成績評価における考慮要素の割合を明確にした上で、あらかじめ学生に周知するよう改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、シラバスに記載された成績評価方法の変更が、当該法科大学院の成績評価の申合せにしたがって行われてはいるものの、授業開講時までに学生に周知されていないことから、授業開講時までに周知するよう改善を図る必要がある。
- 1 授業科目において、成績評価における考慮要素のうち平常点に関して、出席それ自体を点数化して評価（加点）していることから、平常点の評価の在り方について検討・改善の必要がある。

- 筆記試験の実施について、すべての資料の持ち込みを許可している1授業科目において、一部容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、検討・改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目の期末試験において、授業で取り上げた事例問題の一部がほぼそのまま出題されており、かつ、そのうち1授業科目についてはシラバス上、授業で用いた事例をもとに出題することが明示されていることから、容易に得点可能と想定されるため、受験者の学修の成果を適切に反映できるよう改善を図る必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、FD・教育企画委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生を対象としたアンケートの実施及び結果のフィードバック、他大学の教員によるモデル授業及び意見交換会の実施並びに教育内容・方法に関する講演会・研修会等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念に照らし、「大阪大学のアドミッション・ポリシーのもとに、高等司法研究科では、次の学生を求めます。1. 法学以外の専門的知識を十分に修得し、または、社会において多様な知識を獲得し、経験を積んでおり、自らが設定する課題を探索しようとする強い意欲と、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力をする能力を備え、かつ、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを受け入れることができ、国際化による変化に対応しうる能力を有する学生 2. 法学の基礎的な学識を既に修得しており、自らが設定する課題を探索しようとする強い意欲と、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力をする能力を備え、かつ、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを受け入れることができ、国際化による変化に対応しうる能力を有する学生」として設定されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、高等司法研究科アドミッション委員会を設置し、各選抜の実施要領を作成するとともに、高等司法研究科長を総括責任者とし、副研究科長を実施責任者、事務部の事務長を事務実施責任者とするここと、研究科全体で取り組む体制を組織し、実施することとされている。

6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らし、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（志願者数、合格者数、出身大学、試験問題等）が公表されているとともに、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられておらず、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、腕に障害のある学生についてのパソコンによる答案作成の許可、視覚障害のある学生についての試験時間の延長・最寄り駅への付き添い等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がされており、アドミッション・ポリシーに照らし、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前

提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、特別選抜（社会人等）においては、大学の成績、志望理由書及び面接試験を課し、一般選抜においては、法学未修者コースは、大学の成績、志望理由書及び小論文試験を課し、法学既修者コースは、大学の成績、志望理由書及び法律科目試験を課し、特別選抜（法学部3年次生）においては、大学の成績、志望理由書及び法律科目試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

なお、平成31年度入学者を対象とする入学者選抜から法科大学院全国統一適性試験の成績を利用することが任意化されたが、当該法科大学院においては、大学の成績、志望理由書に代替するものとして、客観的なエビデンスを志向する「法律家としての適性を明らかにする文書」等の書類審査に加え、特別選抜（社会人等）については面接試験、一般選抜においては、法学未修者コースについては小論文試験、法学既修者コースについては法律科目試験の実施を予定し、また、平成31年度入学者を対象とする入学者選抜から、特別選抜（グローバル法曹）を導入し、外国語能力を重視しつつ、面接試験を課して評価することにより、法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価する方法で入学者選抜が行われている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、大学の成績や法律家としての適性を明らかにする文書等に記入された内容も評価の対象に加えることによって、社会人又は大学等において法律関係以外の学科を卒業又は卒業見込みの者については、面接試験を課すことにより特別選抜を実施し、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は136人であり、収容定員240人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定するなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学試験枠の新設及び試験会場の増加等、入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、社会人又は大学等において法律関係以外の学科を卒業又は卒業見込みの者を対象とする特別選抜を実施している。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育理念に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習相談のみならず、学生が研究科で過ごす中で生じる様々な問題の相談窓口となるコンタクト・ティーチャー制度を設け、学生の入試成績、履修状況、成績表、素点順位、GPA、面談記録、個別コメントを教員間で共有できるようにしているほか、オフィスアワーの設定等によって、学習支援の体制が整備されている。さらに、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前の導入教育の実施、オリエンテーションの実施等、学習支援の配慮がされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、入学前に憲法、民法、刑法の3基本科目及び「法律文書の書き方」に関する導入講座を実施するほか、弁護士アドバイザーによる法学未修者勉強会支援を行うなど、学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、2種類のオフィスアワーが設けられており、受講者型（木曜オフィスアワー）については、法律基本科目（必修科目）の授業担当教員が、当該科目の受講者を対象として、木曜日午後の専任教員の授業が設定されていない時間帯（第3時限～第5時限）に設定され、個別型（通常オフィスアワー）については、各教員のオフィスアワーの時間帯、連絡方法等がシラバスにより、学生に周知されている。

このほか、ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタント制度の活用や、当該法科大学院を修了した弁護士をチューターとして配置し、勉強会等の支援を行うなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学科・授業料の減免及び収納猶予制度のほか、経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度として「大阪大学大学院高等司法研究科奨学生制度」が整備されている。

学生生活に関する支援については、コンタクト・ティーチャー制度が整備され、身近な相談窓口としての役割を担うほか、学生支援室には、相談受付窓口が設けられ、電子メール、ファックス等でも相談を受け付けている。各種ハラスメントについては、ハラスメント相談室が対応するとともに、当該法科大学院にも相談員が置かれるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター及び多目的トイレが設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、夜間の通学の付き添いサポートやノートテイク補助要員の措置等、障害の種類や程度に応じた支援を行っており、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学の組織として教育・学生支援部学生・キャリア支援課を設けているほか、法学研究科と合同で学生支援室を設置し、また当該法科大学院に学習サポート委員会を設け、就職支援のためのセミナーの開催等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 学習相談のみならず、学生が研究科で過ごす中で生じる様々な問題の相談窓口となるコンタクト・ティーチャー制度を整備している。
この制度においては、学生の入試成績、履修状況、成績表、素点順位、GPA、面談記録、個別コメントを教員間で共有できるようにしており、学生とのきめ細かなコミュニケーションが行われている。
- 当該法科大学院独自の経済援助を目的とする奨学金制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、3人の審査委員により候補者の教育・研究等に関する業績調書と関連業績をもとに、担当授業科目に適合した教育上の指導能力、研究能力等を審査し、審査結果に関する報告書を作成し、これをもとに教授会において審議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、新規で任用する際に、教授会において、専任教員の選考手続と同様、教育・研究等に関する業績調書に基づいて、担当授業科目に適合した教育上の指導能力、研究能力を審議する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、必置専任教員について、専門職大学院設置基準において16人、そのうち半

数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目（コーポレート・ガバナンスを除く）及び法律実務基礎科目のうち必修科目である授業科目「法曹倫理」、「裁判実務基礎（民事）」及び、「裁判実務基礎（刑事）」、教育理念に照らしてカリキュラム上重要と考える授業科目「知的財産法1」、「知的財産法2」、「技術知的財産法」、「国際知的財産法」、「倒産法基礎1」、「倒産法基礎2」、「倒産法応用」、「民事回収法」、「企業課税法」、「金融商品取引法」、「ベンチャー社会と法」、「情報法」、「税法1」、「税法2」、「労働法基礎」、「労働法応用」、「ベンチャー法ワークショップ」及び「環境法」とされており、そのうち必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4 : 重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員13年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が5人いるものの、

他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、教員の教育研究能力の向上を目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタント制度を活用するほか、当該法科大学院と法学研究科が共同で管理運営する資料室に、法情報調査・収集に関する専門的能力を備えた常勤職員を3人配置し（うち1人は司書となる資格を有する）、教育及び研究に関する事務的補助作業に関して、当該法科大学院と法学研究科が共同で管理運営する研究準備室に、文献複写、教材作成等に関する補助作業を行う非常勤職員が2人配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 教員の教育研究能力の向上を目的としてサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である高等司法研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、教授会における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、法学研究科と当該法科大学院を担当する事務部に事務長、専門職員2人、庶務係6人、会計係6人を置き、教務事項に関しては法学研究科教務係5人とは別に、高等司法研究科教務係5人が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、当該法科大学院、法学研究科又は大学本部が主催する研修を実施するなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、予算の配分について、当該法科大学院の意見を聴取する機会（総長ヒアリング等）が設定されており、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、多くの教室及び演習室には、ネットワーク接続口、プロジェクタ等が配備され、すべての教室及び演習室において無線LANが配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、机、キャビネット及び無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して判例・文献データベース（LEX/DB インターネット）等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、ローライブラリー1、ローライブラリー2、ローライブラリー4及び総合図書館が整備されている。ローライブラリー1、ローライブラリー2及び総合図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。ローライブラリー1、ローライブラリー2及びローライブラリー4には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、ローライブラリー1及びローライブラリー2は法学研究科の教員2人と当該法科大学院の教員2人により構成される委員会である資料室が管理するとともに職員3人を配置し、ローライブラリー4に事務補佐員1人を配置するなど管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、コンピューター及び複写機等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、ローライブラリー1、ローライブラリー2及びローライブラリー4には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてインターネットを使用した判例・文献データベース（LEX/DB インターネット）の検索が可能となっており、ローライブラリー1、ローライブラリー2及びローライブラリー4についても近くに位置しているなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業準備や学生の応対に利用するために、非常勤講師控室及びコモン・ルームが整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室及び非常勤講師控室等が整備され

ており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、防犯カメラを設置しているほか、各校舎の夜間の入館にはIDカードによる認証が必要であるなど、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として評価室が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、高等司法研究科運営委員会が、適宜FD・教育企画委員会に改善措置の検討を行わせ、その結果について審議し、教授会において、改善についての具体的な措置を講ずるなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイト及びパンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、1授業科目において成績評価に反映されている答案や提出課題が保管されていないものの、評価の基礎となる情報は、評価室を中心に、関係委員会、関係事務部門において調査及

び収集され、高等司法研究科教務係等において保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 1 授業科目において、成績評価に反映されている答案や提出課題が保管されていないため、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
大阪大学大学院高等司法研究科・法務専攻
- (2) 所在地
大阪府豊中市
- (3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
学生数 136 名
教員数 23 名（うち実務家教員 5 名）

2 特徴

大阪大学の法科大学院は、独立研究科として設置したところに大きな特徴を有している。このような制度設計を採用したのは、司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月 12 日）に法科大学院の組織運営の独立性の確保が謳われたことを重視したためである。

また、上記意見書は、法科大学院に、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として送り出すことも期待している。本研究科では、この要請に応えるため、入試において特別選抜（社会人等）を設け、社会人や他学部出身者を受け入れている。また、標準修業年限を 3 年として、専門的資質・能力の修得と豊かな人間性の涵養・向上を図ることなどを、重要な教育理念として示している。

他方、近年の法曹志願者の激減に対応するため、平成 30 年度入試から、特別選抜（法学部 3 年次生）という入試制度を設け、入試説明会を増やし、早期卒業希望者へのガイダンスを行って、法学部の 3 年間で着実に法学を学修してきた学生の既修コースへの入学を促している。また、平成 31 年度入試から特別選抜（グローバル）という入試制度を設け、外国人や外国語が堪能な日本人の獲得を目指している。これら特別選抜は、多様性確保の観点からも重要であり、本研究科の特徴といえる。

このような多様性の指向は、大阪大学が文系、理系合わせて 11 学部・16 研究科を擁する総合大学として教育研究活動等を展開していることの反映である。本研究科は、医歯薬系、理工系、人文社会科学系の各分野と連携しながら、そうした諸分野と法学がクロスオーバーする先端領域の諸課題に対応できる専門的・先端的法曹の養成を行うための重要な基盤である。

次に、法学部・法学研究科と国際公共政策研究科を創設の基盤としたことも特徴のひとつである。本研究科は、これら学部・研究科と密接に連携しながら教育・研究を行っている。

法学部・法学研究科は、法学及び政治学研究の先端を担うと同時に、以前から法学研究科附属法政実務連携センターを通じて法曹界や企業法務と連携してきた実績を有する。また、国際公共政策研究科は、法学、政治学、経済学の連携による実践的・実務的能力に富んだ国際人を養成してきた。こうした両研究科との連携は、法学・政治学の先端的な研究を理解する能力、法律実務や企業法務という実務面での応用能力、国際的な素養と国際的な視点などを兼ね備えた法曹を養成するための重要な鍵となる。

さらに、平成 26 年 9 月には、関西大学法科大学院との間で連携に関する覚書、単位互換についての申合せを締結し、学生が履修できる科目の幅を広げた。

このように、「連携」により、各研究科・学部、各大学の学生の更なる質の向上を目指すことも特徴といえる。

教育面では、本学法学部の設立当初から「少人数教育」を徹底してきた。教員と学生が緊密に接することのできる教育環境の下で育った本学法学部卒業生が、政官界、経済界、法曹界において多く活躍している。

この伝統は、本研究科の法曹養成教育においても、少人数教育の徹底として受け継がれている。法曹三者のいづれにも質の高い人材を送り出している。特に、商都大阪の地域性は、実学重視の伝統をもたらし、法学研究科が全国に先駆けて開講した企業法務・渉外法務などビジネス法に関する授業科目について、本研究科でも展開している。これにより、本研究科は、ビジネス法分野における教育を発展的学習の柱とし、地域社会に貢献・寄与できる法曹養成を構想する重要な基盤となった。

本研究科は、以上のような特色ある法曹を養成するとともに、従来の研究後継者養成型の大学院である法学研究科とは異なって、高度専門職業人である法曹養成に特化した独立大学院として、法科大学院独自の学位である法務博士に相応しい人材を養成しようとするところにその大きな特徴がある。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本研究科は、法科大学院制度の理念に基づいて、「新時代を担う、真の Legal Professionals」、すなわち「高度の法的知識、能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備えた法曹」を養成することを目的とし（後述 1）、さらに「I 現況及び特徴」で述べた本研究科の沿革と基盤により発揮される本研究科の特色を十分に身につけた法曹を養成することを目的としている（後述 2～4）。

本研究科は、伝統ある法学部・法学研究科における実績・教訓を踏まえて、高度の法的専門知識・能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理などを十分に身につけるためには、教員と学生とが授業を通じて、また日常的にも face to face に対応できる環境を作り上げることが重要であると確信している。上記の確信のもとに実施する少人数教育が「I 現況及び特徴」でも述べたように、本研究科の特色でもあり、法曹養成における教育の要として位置づけられている。

本研究科は、このようなスタンスで、以下に説明する 4 つの重層的な目的をもって、法曹養成を実現しようとするものである。

- 1 法曹養成教育プロセスの第一段階である法科大学院の理念に基づき、①将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識及び技能を確実に修得させること、②その基礎にたつて、理論的かつ実践的な应用能力を身につけさせること、を目指す。

①については、少人数教育の徹底と双方向・対話的授業の徹底、段階的に授業科目を配置するカリキュラム体系、②については、数多く配置された実務家教員と研究者教員との綿密な打ち合わせに基づく授業科目運営、多様な法律実務系科目の各年次への段階的配置などを行っている。

- 2 さらに、21 世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって、既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力が求められている。また、法曹としての専門性は、同時に豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていなければならないのである。本研究科は、こうした 21 世紀の法曹にふさわしい総合的・全人格的な能力の涵養を目指すものである。

これについては、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科）との連携による、幅広い視野と国際的な素養及び視点を身につけることができるような多様な授業科目の展開、また、法律実務基礎科目として法曹倫理の必修化により具体化している。

- 3 総合大学としての大阪大学に属する本研究科は、法学分野とクロスオーバーする諸問題（生命倫理、理系分野での知的財産保護等）について、自然科学系の先端を担う研究者と連携できる基盤を有している。本研究科は、この条件を活かして、文理両分野が融合する先端分野で活躍する専門的・先端的能力を兼ね備えた法曹を養成することを目的としている。

これについては、自然科学系の教員と本研究科の教員とが共同して文理融合の先端分野の知見を提供する授業科目を展開し、そのために自然科学系教員との教育開発のための共同研究を行い、特定の法分野における専門的法曹として活躍できるようなモデル的なカリキュラム（履修モデル）の提供（特に知的財産権プログラム）を行ってきた。

- 4 商都大阪、そして多くの中小企業を含む独創性ある企業が活動する大阪という立地から、ビジネス法に重点を置いた教育を実施し、この面で地域社会に貢献・寄与できる法曹（ビジネスロイヤー）を養成することを目的としている。

この点に関しては、知的財産権プログラム、企業関係法プログラム、起業支援法プログラムという 3 つのビジネス法に特化した履修モデルを提示し、学生にビジネス法関連の知識修得の機会を与えている。

